



令和5年7月27日

報道関係者 各位

市川市 経済観光部長 根本 泰雄

「事業者電気・ガス料金高騰対策支援金 第2弾」給付事業について

標記の事業につきまして、以下の内容にて、8月1日（火）から申請受付を開始いたします。

記

1. 事業目的

臨時的な給付措置として（激変緩和措置として）電気料金及びガス料金の高騰の影響を受けた中小企業者等の事業継続を支援するため、電気料金及びガス料金の上昇分として、支払額に応じた支援金を給付するもの。

2. 事業概要

(1) 給付額

令和4年9月分から令和5年3月分までの電気料金及びガス料金の支払額の合計	給付額
21万円以上 35万円未満の場合	5万2,500円
35万円以上 70万円未満の場合	8万7,500円
70万円以上105万円未満の場合	17万5,000円
105万円以上	26万2,500円

対象者数を1,850事業者と想定

(2) 給付対象者（主な要件）

市内中小企業、個人事業主等（NPO法人、社会福祉法人等を含む）
市内に本店又は主たる事業所を有する者

(3) 申請受付期間

令和5年8月1日（火）から11月30日（木）まで

(4) 市公式Webサイト

<http://www.city.ichikawa.lg.jp/eco05/denkigasu.html>



以上

（問い合わせ） 経済観光部 経済産業課長 宮内 徹 TEL 047-711-1140